

7. 全体会議・外部評価委員会

7. 1 活動報告

第1回（平成30年度第1回）「富士川河口断層帯における重点的な調査観測」全体会議 議事概要

日時 平成30年10月15日 13時30分～16時30分

場所 東京大学地震研究所 1号館会議室

議事 1. 平成30年度事業実施計画について
2. その他

第2回（平成30年度第2回）「富士川河口断層帯における重点的な調査観測」全体会議 議事概要

日時 平成31年3月25日 13時30分～16時05分

場所 東京大学地震研究所 1号館会議室

議事 1. 平成30年度事業成果報告と平成31年度事業実施計画について
2. その他

第1回（平成30年度第1回）「富士川河口断層帯における重点的な調査観測」外部評価委員会 議事概要

日時 平成31年3月25日 16時15分～17時15分

場所 東京大学地震研究所 1号館事務会議室 B

議事 1. 平成30年度「富士川河口断層帯における重点的な調査観測」についての評価

(趣旨)

第1条 この規則は、「富士川河口断層帯における重点的な調査観測」を適切かつ効果的に推進するため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、外部有識者を評価委員（以下「委員」という。）として招聘し、本プロジェクトの進捗状況の把握・評価・改善提言・指導等を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本プロジェクトに関わる研究計画や実施状況及び研究成果に関すること
- (2) 事後評価に関すること
- (3) その他、研究推進に関わる事項に関すること

(構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者の中からそれぞれ1名以上を東京大学地震研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- (1) 地震学・変動地形学・強震動地震学・測地学の各分野における有識者
- 2 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(研究支援組織)

第8条 調査・研究の円滑な推進と有機的な連携を保つため、東京大学地震研究所（以下「研究所」という。）に研究支援組織を持つものとする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、研究所において実施する。

(委員会の期限)

第10条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、平成29年12月12日から施行される。
2. この規則の施行によって委嘱された最初の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

7. 2 全体会議・外部評価委員会構成員名簿

1. 委託・再委託機関の研究者

国立大学法人東京大学地震研究所	佐藤 比呂志 (研究代表者)
国立大学法人東京大学地震研究所	石山 達也
国立大学法人東京海洋大学	鶴我 佳代子
学校法人東海大学	馬場 久紀
国立研究開発法人防災科学技術研究所	松原 誠
公益財団法人地震予知総合研究振興会	松浦 律子
国立大学法人東京工業大学	山中 浩明
国立大学法人静岡大学	岩田 孝仁

2. 外部評価委員会委員

国立大学法人東北大学	松澤 暢
国立大学法人千葉大学	宮内 崇裕
公立大学法人横浜市立大学	吉本 和生
国立大学法人京都大学防災研究所	岩田 知孝
国土交通省国土地理院	宇根 寛

3. オブザーバー

(委託元)	文部科学省研究開発局地震・防災研究課
(事務局)	国立大学法人東京大学地震研究所研究支援チーム